

Title	都市の警察自治を諭す
Sub Title	
Author	村田, 岩次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.5 (1916. 5) ,p.649(63)- 660(74)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160501-0063

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

キーラ等なり。即ちコストリカに於ては單位を七分五厘引上げて、以て合衆國の五十仙と同價を保たしめざる可からず。然も合衆國金貨が現に國內に流通し、コロン貨幣と共に、無制限法貨として、一般人民の慣熟する所なる以上は其困難大なりとす可からず。ウルグエーに於てはペン金貨の純量に三分五厘の低減を施すを要すと雖も、元來同國には金貨の流通するものなく外國貨幣を以て取引に充つる以上は、如上の處置容易なりとす可く、ヴェネズキーラに於てはポリツァール金貨に三分七厘の低減を施して、合衆國金貨二十仙と同價ならしむるを要すれども、同國に於ては合衆國金貨は既に人民の能く識る所なり。

一度び以上の處置行はれて、金貨本位制に對する復興成就されんか、金米共和國並に加奈陀は金貨を基礎とし、而して其基礎とする金貨は二分の一、五分の一或は五分の二の割合を以て

同一の價格を代表し、諸般の計算並に表示の簡單と爲るは、合衆國のイーグル金貨がアルゼンチーン又はパラグエーの十ペン金貨、伯刺爾の二十ミルライス金貨、墨西哥のペン金貨、コストリカのコロン金貨、智利の二十五ペン金貨、ヴェネズキーラのポリツァール金貨と同一と爲るを以て、之を知るを得べし。

貨幣同盟に屬する各國代表者を以て、永久の金米貨幣委員會を組織し、此委員會をして隨時各國の鑄造する金貨を検査し、法定の量目品位に對して、實際鑄造せられたる貨幣の異なる所を報告するの任に服せしむ可く、而して法律上の要件に適合して鑄造せられたる金貨には其適合する間全米の金貨たる資格を賦與し、又之を徵表する記號を付す可く、斯る金貨は貨幣同盟に屬する諸國を通じて、其國の貨幣に對する法律上の價格を以て、公納に收受せらる可く且全米に亘つて法貨たる可し。

都市の警察自治を論ず

村田 岩次郎

其の一 警察自治の意義

警察自治とは如何？ 斯の問題に答へんと欲せば警察並に自治の意義を明かにせざる可からず。

抑も警察の觀念たるや、國家社會の進歩發達に準じて漸次變遷し來れるものなること明かなり。されば曾つては警察が國家の權力作用の全部を意味したることあり。國家作用の漸く分化し來れる時代に於ても、警察行政は軍事行政と混淆し、或は司法作用と混一して其の間の分別甚だ曖昧なりき。又今日に於ても警察の觀念は國に依りて多少の相違なきを得ず。否、同一國の法制について之を見るも、警察なる語が總べ

ての場合に必ずしも一樣の意義を以て使用せられ居らざることを知るべし。随つて學說亦一致せず。或は保安警察に對して福利警察を認めんとするものなり、福利警察は警察にあらずとなすものあり。警察とは其の字義より解して危害を豫察警戒するの作用なりとするものあり、既に發生したる危害を除去するの作用も亦警察なりと解するものあり。警察は内政の範圍内に限らるゝものなりと説くものあり。然らずと言ふものあり。或は目的を標準として警察とは公共の靜謐安寧及秩序に對する障害を除去し、危害を防止するの作用なりと定義するものあり。或は手段を標準として警察とは直接自由を制限し又之を強制するの作用なりとなすものあり。各々一理ありて輕々に是非可からずと雖も、本稿の目的は警察の觀念其のものを論評するにあらず。仍て今は大體の定義を以て満足するの外なきなり。即ち左の如し。

「警察とは公共の秩序を維持し、危害を豫防し若くは之を除去する爲めに直接人の自由を制限し、其の制限を強制し、若くは解除するの作用を云ふ」

自治とは何ぞ？ 自治とは公共團體が夫れ自體の事務を夫れ自體の機關に依つて行ふを云ふ名譽職員を以てするは自治の要件にあらず。又團體自體の機關とは必ずしも團體公選の機關と云ふ意にあらず。官選の機關にても不可なきなり。唯其の機關が當該團體の機關として活動することを要するのみ。されば縱令團體公選の機關と雖も國家乃至上級團體の機關として行動する場合に於ては自治行政を行ふものと云ふ可からず。之と同時に官選の機關と雖も自治體の機關として其の固有事務を行ふ場合には自治行政をなすものと看做さる可からず。固より官選の機關に依つて自治行政を行ふは自治の原則を徹底せしむる所以にあらざることを俟たず。

故に實際に於ても自治行政は公選の機關に依つて行はるゝ場合多く、官治行政は官選の機關に依つて行はるゝを普通とす。但し制度を單純にし、經費を節約する爲めに同一の機關が官治行政と自治行政とを兼ね行ふの例尠なしとせざるなり。

其二 英國都市の警察自治

一八八二年の英國市制は市會議員の三分の一を超過せざる一定數の警務委員を置く可きことを定めたり。之を Watch Committee と稱す。所謂 Statutory Committee なり。英國の都市行政上最も重要な地位に在り。委員の定數は市會の規則之を定む、唯法定の定限を越ゆる能はざるのみ。英國の市會は普通議員と市參事員即ち Aldermen と稱する議員とより成る、而して後者は前者の三分の一に過ぎざるを以て委員會に於ては普通議員の數、市參事員に勝るを常とす。但し權限に於ては兩種の議員の間に何等の差違あるにあらず。警務委員の監督に服し、然かも都市の警察上重要な地位に在るものを警務長とす。警務長の意見は實際に於て委員會の意嚮を左右するの力あること多くの場合に見る所なり。然りと雖も常に然るにあらず。警務長の人物如何に依つて單に虛器を擁するに過ぎざる場合もあるなり。

都市の警察行政に對して監督權を有するものは内務省なり。一八五六年の郡市警察法に依れば「地方の制度にして警察官の數並に規律の點に於て満足なる場合に於ては地方警察費の一部を國庫に於て負擔することゝなり居れり。英國の内務省が都市の警察制度に對して監督權を有するは斯の規定に基く。謂はゞ經費の補給を條

件として監督權を行ふものなり。内務省は此の監督權を行ふの必要上、警務視察官 (Inspectors of Constabulary) を置き、之れを派して地方警務の狀況を視察せしめ、其の視察の結果を報告せしむるなり。視察官が地方警察設備の満足なることを報告する時は當該地方廳は政府より其の年度の地方警察費の一半を支給せらるゝも、視察官の報告が不満足なることを報する時は、政府は或は當該地方廳に對する補給を撤回し、或は一時之を停止し其の設備の標準狀態に達するを俟つて再び補給を爲すべし。

此の警務監察制度は英國從來の地方自治の傳説と地方警察制度の健全を保持するの用意とを巧みに調和せしめたるものなり。

警察自治を行ふて好果を收めんと欲せば公平無私の人物を得ること第一の要件たるべし。今より二十五年前リバプール市の警務委員長は同市酒亭の利益の代表者たり、今一人の有力な

る委員は私娼側の利益の代表者なりし事實あり
都市警察行政上重要な地位に在る警務委員長
並に委員にして斯くの如き人物ならんか、都市
警察行政の効果を疑はざるを得ず。然れども斯
かる一二の事例を以て警察自治制度の價值と効
果とを否定せんとするは早計に失す。如何とな
れば是れ全く例外的の場合にして、少なくとも
警察自治制度に固着するの弊害と認むることを
得ざればなり。集權的警察制度の下に在つても
警察官が或は悪徒と通じ、或は收賄に依つて非
行を看過する等の事實は吾人の屢々聞知せる所
なり。否、警察自治を實行せんか、警務員は絶
えず市民の監視の下に來るを以て隱密に非行を
行ふの弊害を防止し得可く、警務員の市民に對
する態度も自から溫和となり、官權を濫用する
の弊を絶ち得べきなり。警察官の態度が横暴な
るが爲め、非常識なるが爲めに、然らずんば發
生す可からざりし幾多の警察事故を生ずること

あるは集權制度謳歌論者と雖も敢て否認するこ
とを得ざるべし。元來人民に對するに威壓を以
てするは警察國時代の特徴なり。法治國民の法
に服するは國民の自制心に原由す。威壓は法治
國民の遵法心を傷くる所以たるのみ。警察自治
の權を享有せざるは當に法治國民の耻辱と謂つ
可きなり。

(註) リヴァプール市警務委員會は十六人より成る。マン
チェスター市は二十三人なり。警務委員の平均数は十一
乃至十二名なり。委員の数は本文にて述べたる如く市會
議員總数の三分の一を超過することを得ざるも、是れ單
に最高限度を定めたるに過ぎざるを以て實際に於ては警
務委員の數市會議員全數の三分の一に達せざる場合多し
市會に於ける黨派の消長は警務委員の選定に大なる影響
を及ぼすことなし。随つて委員長を除く外は其の地位概
して恒久的なり。

市會は時には警務委員の職務を濫食することあり。例へ
ばマンチェスター市に於ては警務員の進退處罰を市會直
接審議すること屢々之有り云ふ。

以上述べたる警察自治制度は倫敦には適用な

きものと知るべし。佛都巴里の如きも警察自治
の例外をなせるが、巴里の除外例をなせるは同
市の歴史を顧みれば多く怪しむを要せざる也。
唯夫れ英都倫敦が何故に警察自治の例外をなせ
るやてふ問題に至つては一言の辯明なきを得
ず。一八三五年一般市制を定むるに方り、國會
は同時に倫敦の行政制度に斧鉞を加ふるの煩を
避け之を姑らく後日に譲るの策に出でぬ。其の
結果、一般市制制定前即ち一八二九年のピール
條例に依つて定まれる倫敦警察區制を其の儘維
持したるものにして、唯一八五六年に至り從來
は直接内務省に屬せしめ來れるを改めて新に内
務大臣の任命に係る警視總監を置きて以て倫敦
の警察行政を監督せしむることとなりしのみ。
等しく倫敦の稱を冠する雖も City of London,
County of London 及び London Metropolitan
Police District の三者を混同せざることを要す
倫敦市は警察行政に關しても自治權を有す。第

二の倫敦府は世人の普通に倫敦と稱する區域な
り。倫敦警察區はチャリング・クロスより十
五哩以内の地を包含し、舊市以外の警察を總轄
する區域たり。

其三 佛國都市の警察自治

警察權は佛國の市長が市の行政首長として有
する重要な權限の一なり。佛蘭西に於ける警
察自治の例外たる都市は巴里、里昂及び馬耳塞
の三都なり。巴里に在りては警視總監ありて市
の警察を管し、里昂に於てはローヌ縣知事、馬
耳塞に於てはローヌ河口縣知事之を管す。

市長の警察權は縣知事の監督を承く。又 Com-
missaire de police と稱する專務警務官は共和國
大統領の任命する所なり。其他の警吏職員は市
長之を命ず、但し高級職員の任命に就ては上級
官廳の認可を要す。人口四萬未満の市邑に於て
は、市長の警察權は上司の拘束を受くること少
なしと雖も、人口四萬を越ゆる都市に在りては

市長の自由裁量の範圍著しく限定せらる。如何となれば都市警察の組織並に行政の大綱は大統領の命令を以て定めらるれば也。

さて佛國都市の警察自治が英國都市の夫れに及ぼさる重要な點を摘記すれば左の如し。

(一) 市長は其の職員の任免進退に就いて重要な權限を有するも、停職を命ずる場合を除き、知事の認可を得るにあらざれば市長の命令は效力を發することなし。

(二) Commissaire de police は都市の大小に依つて一定せざれども、總べて大統領の任命する所にして、是等の専務官が都市警察の實權を有すること等を俟たず。

(三) 人口四萬以上の都市に於ては、警察の組織、職員の俸給等に關する事項は大統領の命令を以て定めらる。

(四) 人口四萬未満の市邑に於ては、知事は必要なる警察經費を市邑の豫算に加ふることを

得。人口四萬以上の都市に於ては、大統領は參事院の同意を得て必要な警察經費を市の豫算に加ふることを得るなり。

右の四點に思ひ及ぶ時は、佛國都市の警察自治が英國都市の夫れに比して著しく制限的のものなることを容易に首肯し得べし。

(註) 近年佛國に於ける集權的傾向益々加はり來れるが如し。殊に知事の監督權は甚だ廣く、極言すれば知事を離れて地方の行政なしと云ふも可なり。佛國は八十六縣に分たれ各縣に知事あり、知事は内務大臣の意見に基きて大統領之を任命す。知事は極めて廣汎なる權限を有し、法律の執行、所部官吏の進退は勿論、管下市邑の行政に對しても直接の容喙を爲すの權あり。此の一點より見れば佛國四人は民衆政治の形式と官僚政治の實質とを結合せしめて敢て之を怪しまざるものと評せざるを得ざるなり。

巴里の制度に付いて一言すべし。巴里は屢々擾亂の醸成地となり、一府の動靜能く全土の運命を左右するの地位に在りしを以て巴里に特別の制度を布くに至りしは敢て怪しむを要せざる

なり。第二帝政の時既に巴府の行政は皇帝に依つて勅任せらるゝ二名の知事の掌理する所となりしが、此の官吏は一八七一年の制度に於ても維持せられたり。セーヌ縣知事及び警視總監是れなり。前者に付ては今茲に述ぶるの要なし。

後者即ち Préfecture de police は内務大臣の推薦に基きて大統領之を命ず。之が免黜も亦大統領の自由なれども、近年其の在任期間は漸く永からんとす。此の官職の創設せられしは一八〇〇年にして、可也古き歴史を有する官職と謂ふべし。總督の權限は廣大にして、警察事項に關しては市長と知事とを相兼ねたるの地位に在り固よりセーヌ縣知事の監督に服せず、内務大臣に對して直接の責任を有するものとす。

其の四 獨逸の集權的警察制度と

其の例外

英國政府が地方警察行政に對して監督權を有するは、政府が地方廳に對して警察費補給の義

務を有する其の報償とも解し得ざるにあらず。

獨逸に在りては斯くの如き解釋は絕對に之を容るゝの餘地なし。自治權は國家の委任に基くものなれば委任者たる國家は自治體の行政に對して當然監督權を有するものと解せらるれば也。

一八〇八年の普魯西市制百六十六條に於ては「國家は都市に於ける警察權を留保す」と明記したり。一八四八年の普魯西憲法草案には地方警察權を地方廳に委任するの規定ありしも、一八五〇年の憲法に於ては右の規定削除せられたり。獨逸に在りては各聯邦思ひの制度を有する次第なれば英佛三國に見るが如き統一あらず。されば瓦敦堡に於ては都市警察行政は全然地方廳の管掌に屬し、巴威倫並に索遜王國に於てはミュンヘン及びドレーズデンを除く他の一般都市は警察自治を行ふ。之に反して普魯西に於ては大都市の警察行政は内務大臣の監督に屬する官吏に依りて總掌せらる。警察權を市長に委任

したる時は、其の委任を受けたる市長は國家の機關として警察行政を行ふものにして内務大臣に對して責任を負ふ。随つて此の場合自治體に對する責任なし。又警察權が市長以外の市吏員に委任せられたる時は、當該吏員は其の資格に於ては市長に對して獨立の地位に在るものにして、唯國家に對する責任あるのみ。

然らば官治制度の都市と自治制度の都市と實際に於て果して如何なる差異ありや？ 是れ吾人の熟考を値する問題なり。乃ち項を分ちて記すべし。

(一) 獨逸にては官尊民卑の風行はれ、随つて官治制度の都市は自治制度の都市よりも容易に優良の人物を吸收し得るの利ありと云ふ。優良の人物を得るが爲めに、官治制度を布かざる可からずとは寒心す可き次第ならずや？ 民治の思想は自治制度の前提なり。其の思想なくして其の制度を求むるも、勞多くして效

少なかるべし。

(二) 自治制度の都市に於ては經費の支出、官治制度の都市に於けるが如く十分なるを得ず一九一二年に於けるドレーズデン市の警察費は三、三三六、六二九馬克にて人口に於て都市に勝るライプチヒ市は僅かに二、八〇七、七六一馬克に過ぎざりしと云ふ。然れども之を反面より解すれば官治の都市に濫費の傾向ありとも見ることを得ざるにあらず。數年前普魯西の議會に於て警察費増徴案の提出せらるゝや、伯林、ブレスラウ、ダンチヒ、ポーゼン等の代表者は強硬に反對し、警察權を市に委任せば必要なる經費の全部を負担すべしと公言したることあり。官治制度の下に於ける經費の支出必ずしも自由ならざるなり。

(三) 官治制度の下に在りては政黨の政略と行政との混淆を見ることなし。自治制に在りては然らず、市の警察行政は絶えず黨派の影響

を蒙るべしと云ふ者あり。然れども自治制度

に伴ふ此の弊害は或は法律の規定に依り、或は政治上の慣例に依りて之を矯正すること難からざるのみならず、自治制度には獨特の長處あることを閑却す可からず、官治制度に在りては市民は市の警察行政に干與する能はざるを以て警察官と市民との間に大なる溝渠設けられ、爲めに警官の市民に對する傲慢粗暴市民の警官を見る亦恰も敵を見るが如し。斯くの如きを以て警察官に權威ある所以也とせば、吾人は其の論理の奇抜なるに驚かざるを得ず。是れ蓋し威壓即ち權威なりと解したるに由るべしと雖も、威壓は思慮ある市民の反抗を招致すると其の心服を求むる所以にあらざるなり。市民に心服ありて始めて其處に權威を生ず心服なくんば權威亦あらざるなり官治制度が動もすれば威壓に傾くに反し、自治制度が飽くまでも自省自制的なるは其の獨

特の長處と見る可きものなり。

(四) 市の警察自治を容認する時は警察行政の統一を期すること難しと云ふものあり。然れども英國に於ける警察費補給制度の如き獎勵的監督方法を設くるか、一定の標準を保持す可きことを法律を以て定め、其の標準的狀態以下の不十分なる警察設備を維持する都市に對しては一旦附與したる自治權を撤回する等の制裁を設くること、且つ市と附近町村との共通警察事項を處理する爲め聯合委員會を組織し、一の聯合市町村と他の聯合市町村との連絡を圖る爲め更に雙方の聯合委員會より代表委員を選び定時及び臨時の協議會を開く等の方法を講せば警察行政は十分なる連絡と統一とを確保し得べきなり。

其の五 奧國、白耳義、伊太利、奧地利に於ては大都市 (Vienna, Prague, Leipzig, Trieste, Krakau, Graz, Brünn, Czernowitz) の

警務長官は内務大臣の推薦に基き皇帝之を任命するの規定なるも、其の他の都市に於ては一八六二年三月五日の市制に依り警察自治實行せらる。

洪牙利に於ては首府ブタペストの警務長官は同國內務大臣の推薦に基き奧國皇帝、洪牙利王の資格に於て之を任命す。一般都市は警察自治制度を有す。

維也納及びブタペストの警察制度は市民の反感を招致せり。如何となれば兩市の警官は政府を代表し、官僚主義に傾きたればなり。一層明白に云へば、警察權は反對派を抑壓するの武器として、時の政府の利用する所となりたれば也。然り、警察權——集會條例——出版條例、是れ官僚の容易に利用せんとする武器にして、警察官治制度の弊害は容易に暴露せらる可きなり。和蘭に於ては都市の警務長官は司法大臣の推薦に基き國王之を任命す。併し一般警務吏員は

市長に對して責任を負ふものなり。市長は内務大臣に依つて任命せられ、公選の市會と共に市の行政に干與す。市長の警務吏員任免權は制限のものなり。如何となれば警務吏員の任免は警務長官の意見に基くことを要すれば也。警察行政上の發案權は警務長官に存し、市長は唯市の豫算編成權に依つて財政上より警察制度を左右し得るに過ぎず。若し警務長官と市長との間に意見の衝突を見ることがあらんか、前者は後者の意見を尊重して敢て頑強に反抗するが如きことなかるべし。

自耳義に於ては警察自治一般に行はる。市の警務長は市長之を指名し政府之を確認す。政府は市長の指名に従ふを常とす。市長は市會其の議員中より選定したるものについて國王之を任命するを常則とするも、例外として國王が市會の選定を無視することなきにあらず。

伊太利の都市には三種の警察機關あり。其の

Carabinieri 及び Corpo delle Guardie di Città (憲兵及び護民隊)は共に軍隊組織にして、内務大臣の指揮を承く。市會の監督の下に在る一團の市警務員は前記二種の機關に比して其の權威遙かに劣れり。街路交通の取締、公設市場及び屠場の監督、其他公衆の衛生に關する警務を行ふ。

其の六 我が國に於ける集權的警察

徳川時代には大目付ありて老中の耳目となり萬石以上の大名を監察し、目付ありて若年寄の耳目となり萬石以下旗本を稱する者を監察したり。御徒目付、御小人目付は目付の配下に屬し與力同心等の小吏をも監察したり。江戸には町奉行あり、二人を常規としたるも時に一人となり、時に三人となりしことあり。慶應の末年には一時ながらも四人となりき。町奉行は老中の配下に屬し、江戸府内の行政司法のことを司り頗る重職なり。町奉行の配下には與力同心あり

與力は馬に騎し、同心は徒歩す。又廻方と稱するものあり、與力同心中より之に任じ、市中を巡行し、盜賊を逮捕したり。又別に火附盜賊改といふあり、又火役とも唱ふ。是等は重なる警察機關なるが、些末の事は町の自治に委したり(法制論纂、小中村清矩氏警察の沿革參照)町方には町年寄、名主、地主、家主、五人組あり。地方には庄屋(名主とも云ふ)組頭、百姓代の所謂村方三役有り。夫れ々々町乃至村の自治に任じたり。

明治新政の初、尙ほ社會の秩序恢復せず、或は隙に乘じ、變に應せんとするもの尠なからざりしかば邏卒をして銃鎗の如き兵器を持せしめて以て強めて其の勢威を張らしめたり。今日の巡查の帶劔はこの殺伐時代の追想を吾人に強ゆるものといふべし。警視廳の始めて設けられたる

は明治七年にして明治十年一旦廢せられ、明治十四年之を再興したり。其の後集權的傾向益々加はりて終に今日に及び。社會の秩序定まらず、民心安んぜざる時に於て、集權的警察制度を維持するの要之有るべし。然りと雖も大正の今日社會の事情は一變せり。警察自治の時代は方に到來せり。少なくとも都市に於ける行政警察の自治を實行せざる可からず。之を佛蘭西に見るも、英吉利に見るも、南獨諸邦に見るも、奧洪國に見るも、將た又白耳義に見るも、其の運用宜しきを得ば警察自治が集權的警察制度に勝るの好果を擧げ得べきこと明白ならずや？吾人は再び言ふ、『少なくとも都市に於ける行政警察の自治を實行せざる可からず矣。』

(五、二、二七)

土地法と莊園

山崎 宗直

一 莊園の意義

中世紀に於て國王法廷の發達と普通法の完成の期に達するに従ひ、土地の借地法も頗る明瞭となりたるが、英國の社會組織はノルマン征服後も尙ほ當分甚だしく繁雜なる状態に在りたりき。封建時代の土地法を正確に研究するには吾人は之を各種の方面より觀察せざる可らざるが其簡單にして便利なる方法は、其借地人の人格及其保有せる借地法の二者に就き説明するを以て最も該切なりとす、而して此保有者及其借地法を攻究するには、此時代に於ける社會組織の基礎たりし莊園なるものは如何なるものなりしかを説明せざる可らず。

抑も莊園 Manor とは如何なるものなりやと云ふに、中古の學者は之れが特徴は「裁判管轄權」"Soke" なる權利の享有に集中せんとする傾向あり、又ウキリアム一世の土地測量簿に依れば之を「租稅 Danegeld 賦課の爲めの住家」と見做せしが如しと雖も、十三世紀時代の莊園なる言葉は近世の地産或は屋敷 Estate 即ち或一定の面積ある地所に相當するものなりと説明するを以て最も適當なりとす。恐くは其最も正確なる定義は、二個の相異なりたる思想、即ち土地及其借地に對する總ての權利の綜合物を併稱するものなりと指摘するを以て最上なりと云ふべし。

英國の莊園は中古封建時代の總ての社會組織の基礎なりしが故に、學者は之を以て種々なる社會現象例へば裁判管轄權、地理上及經濟上の單位等として之を説明せんとす。就中其最も信するに足るべく且又最も其特徴なるは裁判管轄

權の享有としての莊園なり、何となれば十三世紀に於ては地頭 Lord of the Manor の裁判管轄權は承認せられ、而して莊園なる名稱は「法廷の開廷」と之を「管轄」するの權利と密接の關係ありたればなり。然りと雖も、地理上の單位としての莊園の説明は甚だしく必要ならざるが如し、何となれば或一定の土地が一個の莊園を組織すといふことは只だ便宜上起れる偶然の現象にして、時には往々一莊園の土地と他の莊園の土地とが相互に交叉し或は其反對に散布せることもあるべく、莊園の起源が地理上の必要によりて起れりと云ふ學説は取るに足らず。最後に莊園は經濟上の單位として起れりと云ふ學説は一部の眞理を含有せるが如し。然りと雖も、莊園は最初其起源に於ては或は經濟上の單位として起りたりとすも、其後久しく其意義を維持し居りたりとは信すべき根據なく、又後世起りたる莊園は多くは斯の如き性質を帶びざるが